

別表第2（第5条関係）

補助事業者及び補助要件	補助対象経費	補助率及び補助限度額
<p>宿毛市内に拠点を設けて事業を行う事務系企業で、以下の要件を全て満たすもの</p> <p>1 操業開始後1年以内に以下の新規雇用者を伴うもの コンタクトセンター 20人以上 バックオフィス 10人以上 コンテンツ産業 5人以上 サテライトオフィス 5人以上</p> <p>2 宿毛市が誘致した企業であること</p> <p>3 納付すべき宿毛市税の滞納がないこと</p>	<p>補助対象事業の開始の日（注1）から3年間を補助対象期間とする。</p> <p>1 土地・建物賃貸借契約に基づく賃料（注2）</p> <p>2 雇用者を対象とした人材育成のための研修に要する経費</p> <p>3 人材確保に係る経費</p> <p>4 オペレーター等の雇用に係る奨励金 ただし、以下の要件を全て満たす者を新規に雇用した場合に限る (1) 9月30日及び3月31日を基準日とし、各基準日以前6月以内の期間において6月以上継続して雇用された者 (2) (1)に規定する基準日（以下「基準日」という。）において、労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条の規定による労働者名簿に記載されている者 (3) 基準日において雇用保険の被保険者の資格を有する者 (4) 基準日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により6月以上宿毛市の住民基本台帳に記録されている者 (注) 初回申請時以外は当該事業所における純増分のみを対象とする。ただし、1人につき1回限りとする。</p>	<p>補助金額は以下に定める額の合算とする。ただし、補助金額は1年間で800万円（サテライトオフィスについては400万円）を限度とする。</p> <p>1 土地・建物賃貸借契約に基づく賃料の2分の1以内の額 ただし、交付金額は3年間で900万円を限度とする。</p> <p>2 雇用者を対象とした人材育成のための研修を行う場合、研修に要する経費（社内の講師に係る費用及び営利を目的とした事業のための研修に係る費用を除く。）の2分の1以内の額</p> <p>3 人材確保に係る経費の2分の1以内の額</p> <p>4 オペレーター等の雇用に係る奨励金として、各雇用形態により（補助対象期間中に雇用形態が変更された場合は、左記基準日時点における雇用形態による。）、次の金額を支給する。ただし、国又は県等の制度において、新規雇用者に対し、奨励金等の支給を受けることができる場合は、その適用を優先するものとする。 ア 正社員（注3） 市内新規雇用人数×90万円 イ 常用雇用者（注4）（アに掲げる者を除く。） 市内新規雇用人数×60万円 ウ パートタイム労働者（注5） 市内新規雇用人数×30万円 エ イ又はウの補助を受けた者であって、補助対象期間中に正社員に登用された者 ただし、当該事務所における市内新規雇用者が減じず、正社員が純増している場合に限り、その純増分のみを対象とする。 イの補助を受けた者については30万円 ウの補助を受けた者については60万円 (注) 障害者（障害者の雇用人数が全従業員数の2パーセント以上である場合に限る。）については市内新規雇用人数×15万円を、新規学卒者（学校教育法第1条に定める学校及び同法第124条に定める専修学校を卒業してから1年以内の者。）については市内新規雇用人数×35万円を、それぞれ加算する。ただし、ウに掲げる者を除く。</p>

備考

(注1) 補助対象事業の開始の日 事業計画を承認した日から1年以内で、操業開始日、研修開始日、雇用開始日、人材募集開始日、土地取得日、建物の取得又は賃貸借契約日のいずれか早い日をいう。

(注2) 土地・建物賃貸借契約に基づく賃料 地代並びに家賃及び共益費をいう。ただし、駐車場代を除く。

(注3) 正社員 雇用期間の定めのない雇用者であって、当該事業所において正規の従業員として位置づけられており、1週間の所定労働時間が30時間以上の者をいう。

(注4) 常用雇用者 1週間の所定労働時間が30時間以上の者をいう。

(注5) パートタイム労働者 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者をいう。

※未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。